

# ふたつ 広報

1月 '80 No.214



市制10周年を記念して

# 福生市民のつどい

—みなさんごいっしょに—

2月8日～21日

主催 福生市・福生市教育委員会・NHK



NHK

## 「きょうの料理」

公開録画「クッキング相談」

ご婦人方に人気のテレビ番組「きょうの料理」の収録の様様を実際に見ていただくほか、講師の方に料理のヒントなどを話していただきます。  
日時 二月十四日(木) 午後二時～三時

市と市教育委員会では、このほどNHKと共催で、二月八日から二十一日までの間、八日間にわたり「福生市民のつどい」を開催いたします。  
この行事は、市制十周年を記念して、地域文化の向上と市民のみなさんの連帯、融和をめざして行うもので、子供からお年寄りまでを対象に、番組の公開を含めたさまざまな催しを予定しています。  
みなさん、ふるってご参加ください。

時三十分

会場 市民会館(第四・五集会室)

テーマ 「春の弁当」

講師 料理研究家・阿部なを

申し込み 一月三十日(水)までに市民会館・事業係(福生二四五)へ

※申し込み多数の場合は抽せん。  
ハガキでお申し込みください。

## 「きょうの料理」

のつどい

講演会

日時 二月十五日(金) 午前十一時三十分

会場 松林会館

テーマ 「日本の味と私の料理観」

講師 料理研究家・阿部なを

申し込み 一月三十日(水)までに市民会館事業係へハガキでお申し込みください。

新春を迎えて



市長 石川 常太郎

新年明けまして、おめでとうございます。昭和五十五年の年頭にあたり、市民のみなさまに新年のごあいさつを申し上げます。

本年は福生市が昭和四十五年七月一日に東京都で十八番目の市として誕生して以来、ちょうど十周年を迎えます。行政格差の解消を目指し、市民のみなさまをはじめ、各方面多数のみなさまの熱意で市に昇格したわけでありますが、およそ三万八千人であった人口も、十年を経た今日、四万九千人に増加するなど、市と呼ぶにふさわしい態様を整え、発展しております。

この間、健やかな老後を願ひ福祉会館の建設をはじめ、身体をきたえ、また地域の交流、生涯教育の場としての市民体育館、地域会館、市民会館、公民館など多くの施設の完成を見ております。また本年度末には、郷土の歴史や資料などの展示施設を持つ中央図書館の完成も予定されており、それらを利用しての社会教育の充実を、さらに

歌謡スターヒットパレード

NHK「ひるの歌謡曲」

公開録音

NHK FM放送の昼の人気番組「ひるの歌謡曲」の公開録音で、若ものたちのアイドル、榎原郁恵ほかの出演です。

日時 二月十五日(金) 午後六時三十分～七時三十分

会場 市民会館(大ホール)

出演 榎原郁恵・新沼謙治・太川陽介・井上望

入場申し込み 往復ハガキ(一人一枚)に住所・氏名・年令を明記し、〒190立川市曙町一―二五―二オリンピックビル内、NHK立川営業所に「歌



太川陽介



榎原郁恵

「歌謡スターヒットパレード」公開係へ申し込みください。しめきりは一月三十日(金)必着です。  
※申し込み多数の場合は抽せんです。



新沼謙治



井上望

みんなあつまれ

「子どものつどい」

NHK「おかあさんといっしょ」でおなじみの体操のおにいさん、歌のおねえさんを囲み、母子そろって歌や体操で楽しみましょう。

日時 二月九日(土) 午後二時～三時

会場 市民体育館

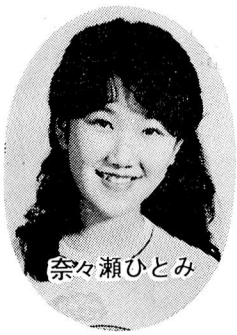
出演 瀬戸口清文、奈々瀬ひとみ

参加対象 市内の保育所・幼稚園の年長児と親、その他の親子三〇〇組

申し込み 一月二十五日(金)までに保育所・幼稚園または市民体育館を通じてお申し込みください。



瀬戸口清文



奈々瀬ひとみ

地域文化向上のために

「地域文化を考える」

市民のつどい

市内の各文化団体のリーダー、会員の方に参加していただき、地域に密着した文化活動をすすめるための意義などを考えています。

日時 二月十八日(月) 午後七時～九時

会場 市民会館(第四・五集会室)

テーマ 「地域文化と市民活動」

講師 評論家・安藤頌太郎

申し込み 二月五日(火)までに市民会館事業係へ直接または電話(☎52-1711)でお申し込みください。

図る所存でございます。

一方、昨年は永い間のご協力が実り加美平土地区画整理が完了し、新たに手がけております東口土地区画整理も着々と進行しております。また現在、工事などで大変ご迷惑をおかけしておりますが、衛生的な都市の基盤ともいえます公共下水道も、供用開始となる地域がますます広がってきております。

このように、市制十周年を迎えるにあたり都市基盤が整いつつありますことは、ひとえに市民のみなさまをはじめ、市議会のみなさまのご理解と協力のたまものと、改めて感謝申し上げます。

現在、市では五十五年度の予算編成作業を進めておりますが、昨今の経済情勢は、石油価格の高とうなど、内外とも誠に厳しいものがございます。したがって、国や地方自治体の行財政も運営に大きく影響を受け、市財政としてもあまり好転は期待できません。限られた財源の中で、効率的運用を図り、従事する職員の高め、「豊かな人間性と文化を育てるまち」を目指し、真の福祉を実現させるべく努力してまいります。

八〇年代は、日本にとって試練の年であるといわれていますが、当市におきましても同様でございます。これを乗り越え、さらに福生市を発展させるため、市民みなさまの一層のご協力をお願い申し上げます。

# 福生市民のつどい NHK 福生市

楽しいひとときを

## 「高齢者の広場」

お年寄りの方に参加していただき、まず健康についてのお話と簡単な体操の指導を、テレビ・ラジオ体操でおなじみの柳川先生に。つづいて市内の老人クラブの方に登場してもらおう楽しい「芸能大会」をはさんで、第三部では「のど自慢」の名司会者、金子アナウサーに放送にまつわるウラばなしをおもしろく話してもらいます。  
日時 二月十八日(月)午後一時～三時  
会場 市民会館(大ホール)  
内容 (一部)「お年寄りの健康」お



金子辰雄



柳川英麿



早乙女勝元

話と体操指導、テレビ体操講師・柳川英麿、ピアノ・山崎鏡子  
(二部)「老人クラブ芸能のつどい」  
(三部)「金子アナののど自慢」  
うちあげばなし」NHK・金子辰雄アナウンサー。  
入場申し込み 市役所福祉事務所厚生係(☎51-1511内線323・4)  
へお問い合わせください。

子どもの成長のために

## 「小学生をもつ」

親子関係のあり方が問われている今、子どもの成長に応じた親の役割はいかにあるべきかを、ごいっしょに考えてみませんか。  
日時 二月八日(金)午前十時～正午  
会場 市民会館(小ホール)  
テーマ 「子どもの成長と親の役割」  
望ましい親子像」  
講師 作家・早乙女勝元  
申し込み 一月二十五日(金)までに学校のPTAまたは教育委員会社会教育課を通じて受け付けます。

経済の動向と生活展望

## 「経済問題講演会」

ゆれ動く世界情勢の中で、これからの日本の経済はどう展開していくのでしょうか。  
私たちのくらしに関わるさまざまな経済問題を探っていきます。  
日時 二月十九日(火)午後二時～四時  
会場 商工会館(三階ホール)  
テーマ 「80年代の日本経済」  
講師 NHK解説委員・大山隼人  
申し込み 市役所経済課(☎51-1511内線272)へお問い合わせください。

婦人の連帯を求めて

## 「地域婦人のつどい」

急速な都市化に伴い、核家族化も進み、地域的な結びつきも希薄になってきています。このような中で婦人の自己形成と地域における生活のあり方はどうあればよいのかを、みんなで考えてみます。  
日時 二月二十日(水)午後一時～五時  
会場 市民会館(小ホール)  
テーマ 「都市化・核家族化の中で婦人の生活とこれから」

講師 東洋大学助教授・神田道子  
申し込み 一月三十日(水)までに市民会館事業係(☎52-1711)へお申し込みください。

楽しみながら伝統を学ぶ

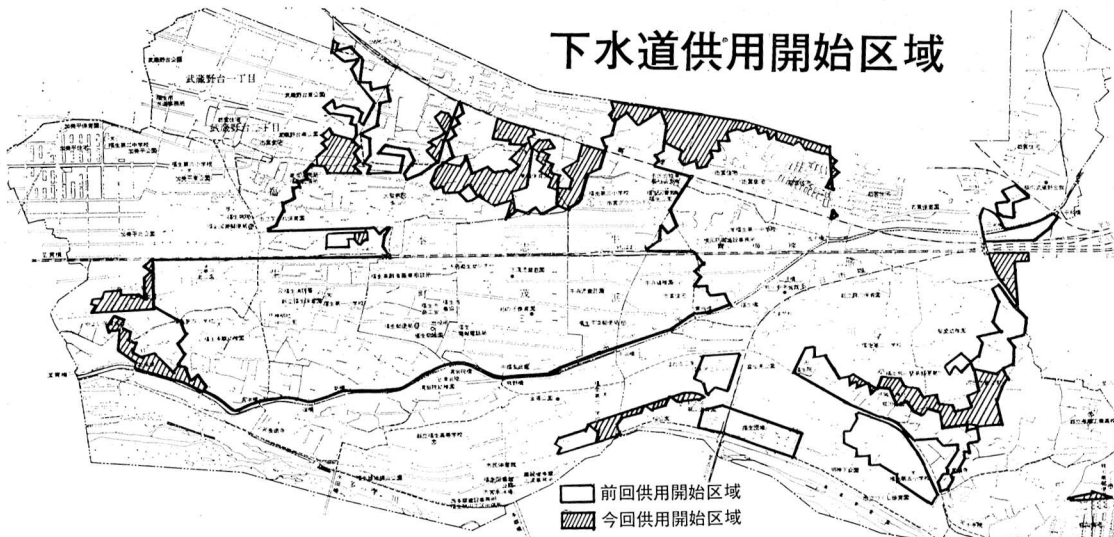
## 「日本の楽器に親しむつどい」

邦楽の演奏とお話

箏、笛、三味線、鼓など日本の伝統的楽器を知ってもらおうとともに、邦楽の実演を通して、その独特の良さを十分に味わっていただく楽しいつどい。  
日時 二月二十一日(木)午後一時三十分～三時  
会場 市民会館(大ホール)  
出演 集団・日本の音  
内容 カラースライド「日本の楽器」  
箏曲「春の海」、長唄「越後獅子」のほか「雪が降る」「ゴッドファーザーのテーマ」など。  
入場ご希望の方には、市民会館窓口で入場整理券をおわたしします。

このほか、二月八日と二十一日の期間中(休館日を除く、毎日午前十時～午後五時)市民会館展示室において、大河ドラマ「獅子の時代」や連続テレビ小説など、NHKの人気番組の写真パネルを展示します。お気軽にご覧ください。

# 下水道供用開始区域



2月1日から

## 下水道供用開始区域が

広がります

Ⅱ 排水設備を作りましょう Ⅱ

二月一日から、市内の一部地域（図の斜線内）で公共下水道が使用できるようになります。これによって、区域内のご家庭では衛生的な水洗トイレをはじめ、吸い込み等で処理していた台所やふろ場の汚水も「排水設備」を作り、公共下水道に流すことができます。

排水設備とは、汚水の出る箇所から枘やパイプをとおして、あなたの宅地内に設備されている公設枘（市で取り付けたもの）に接続する私設の下水道で、個人が私費で作る施設です。

### 排水設備工事は

指定工事店で

排水設備の工事は、法令等で定められた基準に従って施工されなければなりません。また工事が不完全だと、汚物がつまったり、臭気や有害なガスなどが室内に逆流し、使用不能となり、ご家庭でもたいへんこまる結果となります。このようなことのないよう一定水準以上の知識や技術を持った技術者を登録し、それら

の技術者がいる店を「指定工事店」と定めています。  
排水設備の工事（水洗トイレの改造を含む）は、この指定工事店以外ではできないことにしています。

市へ届けを出してください

排水設備をして公共下水道を利用する人は、工事に先だって市役所に計画書を届け出なければなりません。また工事が完了した時や使用を開始した時も届け出が必要です。

市の指定工事店へ工事を依頼すればこれら一切の手続を代行して行います

### 福生市指定下水道工事店

工事店名	住所	電話番号
高崎管工(株)	福生市福生979	51-0309
吉田工務店	福生1132	51-4125
桑林設備工業所	志茂200	51-0261
清水ブロック工業	福生1123	51-4635
熊川設備	熊川781-2	51-9468
(有)公住建装	福生788	51-3404
(有)石川設備工業	熊川179	51-0949
中村設備工業所	福生690	52-1517
安藤設備(株)	志茂175	51-0517
菅野設備工業所	志茂204	51-0610
(株)森田工業所	熊川741	53-0403
(有)大森設備工業所	熊川858	51-3562
山本設備	南田園2-6-16	51-8123

### 助成金と

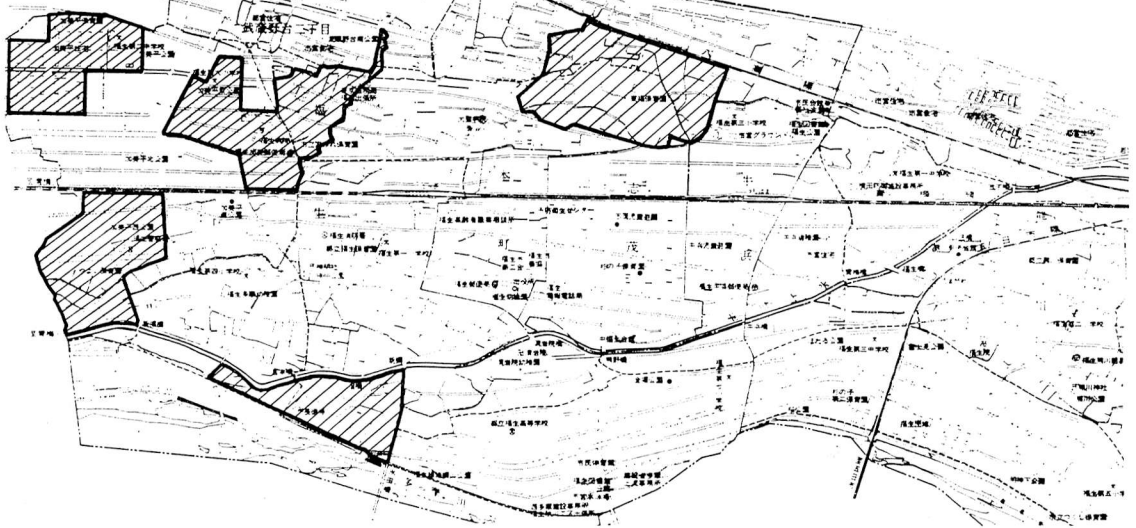
融資のあっせん

のでお気軽にご相談ください。

市では、水洗トイレに改造すると工事費の一部を補助しています。これは自分で所有し、自分で住んでいる家屋の場合二万円、貸家、アパートなどは大便秘器一個につき五千円となっています。融資のあっせんは、自己の所有する家屋（所有者が住んでいる場合）改造工事一件につき二十五万円、貸家、アパート等の所有者は大便秘器一個につき八万円（ただし限度額百万円）で償還期間は三年以内で毎月一回払となっており、利子も年三パーセントを市で補給します。

くわしくは、市役所下水道課（☎511511内線352）又は、福生市指定下水道工事店におたずねください。

# 昭和55年度 賦課対象区域



## 下水道の整備拡充に向けて

### 受益者負担金制度

福生市では、健康で快適な街づくりをめざして下水道の整備を急いでいます。この下水道が完備されることにより、不快な悪臭や、カ、ハエの発生をおさえ、家庭や工場から排出される汚水による川の汚れも防ぐことができるようになります。

市では昭和四十八年度から下水道事業に取り組んでおりますが、この下水道事業には、ばく大な事業費が必要となり、市の予算だけで行なうには完成まで相当の年月がかかります。

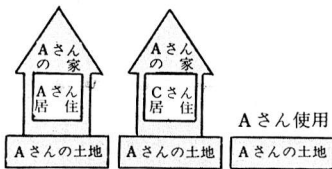
そこで、下水道の早期完成をめざし昭和五十三年度から下水道事業受益者負担金制度を導入しました。この制度は下水道事業によって利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくというもので、市内全域の土地について受益者負担金の制度が適用されます。

なお、昭和五十五年度の賦課対象区域には、上の地図の斜線の部分を予定しております。負担金を納めていただく方、負担金の計算、納付方法などは次のとおりです。

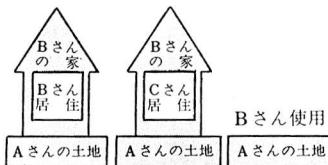
#### 負担金を納める方

負担金を納めていただく方は、下水道が完備される区域内に土地を持っている方か、地上権、借地権などの土地に対する権利を持っている権利者です。その土地に家が建っている場合は、その家屋の所有者が納めていただきます。アパートや家を借りて住んでいる方は受益者にはなりませんので、受益者負担金を納める必要はありません。

この場合の受益者はAさん



この場合の受益者はBさん



負担金は1㎡あたり182円

受益者負担金は、一平方メートルあたり百八十二円です。この負担金額は下水道事業費に五分の一（負担率）をかけ、その額を事業計画区域面積で割ったものです。負担率については、国は総事業費の三分の一から五分の一が妥当であると指導していますが、福生市の場合にはなるべく市民のみなさんの負担を軽くするために、一番低い五分

たとえば、負担金額30,030円の場合、次のようになります。

一括納付の例（納期数によって報奨金交付率は変わります）

負担金	一括納付金額		報奨金		差し引き 納付金額	
	1期分 納期数	負担金	交付率	報奨金		
30,030 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	19	28,500 <sub>円</sub>	20%	5,700 <sub>円</sub>	24,330 <sub>円</sub>

分割納付の例

年度	負担 金	納期			
		6月1日～ 6月30日 第1期	9月1日～ 9月30日 第2期	12月1日～ 12月28日 第3期	3月1日～ 3月31日 第4期
初年度	6,030 <sub>円</sub>	1,530 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>
2年目	6,000 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>
3年目	6,000 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>
4年目	6,000 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>
5年目	6,000 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>	1,500 <sub>円</sub>

負担金は、市でお送りする納入通知書によって納めていただきます。

負担金の納付方法には、一括納付と分割納付のふたとおりの方法があります。一括納付とは、負担金をまとめて納める方法です。この場合、前納期数に応じて報奨金が交付されます。分割納付とは、一年を四期に分けて五年間で合計二十回に納める方法です。負担金は、市からお送りする納入

### 負担金の納付方法は

の二に抑えています。  
※ あなたの持っている（権利のある）土地の面積に、単位負担金額の百八十二円を掛けて計算します。  
たとえば、あなたの土地の面積が百六十五平方メートル（約五十坪）ですと、一六五㎡×一八三円＝三〇、〇三〇円となります。

### 負担金の徴収猶予

農地・山林（宅地として使用できるまでの期間）または災害や盗難などの事故により負担金を納めることが難しいと認められるときは、一定期間、次のとおり負担金の徴収が猶予されます。この場合、申請書が必要になります。

受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予の対象	猶予期間
1. 受益者又は受益者と生計をともにする親族が病氣、事故等により生活に困窮し、徴収を猶予することが適当と認められるとき。	市長の認定する期間
2. 市税減免者	当該減免の期間
3. 係争地の場合	受益者の決定(判定)の日までの間
4. 災害により家屋の被害を受けたとき又は盗難にあったとき。	市長の認定する期間
5. 公共又は公用地に使用している土地（児童遊園地等）	市長の認定する期間
6. 田、畑、山林等	宅地として使用できるまでの期間

### 負担金の減免

賦課対象区域内のすべての土地は、国や地方公共団体などの土地をはじめとして、個人、法人の区別なく負担金

しかし、その用途等により、次のとおり減免制度があります。この場合も申請書が必要になります。

受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地	減免率(%)
1. 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地。	100
2. 宗教法入法（昭和26年法律第126号）及び墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による土地	
(イ) 墓地・納骨堂の敷地	100
(ロ) 境内地	75
3. 日本国有鉄道及び民間鉄道の踏切道敷	100
4. 日本国有鉄道及び民間鉄道の駅前広場	100
5. 私立保育園、幼稚園にかかる土地	75
6. 自治会等の所有又は使用する集会場の敷地	100
7. 公共性があると認められる私道（建築基準法第42条にかかる土地を含む）	100
8. その他市長が減免する必要があると認める土地	状況に応じ市長が定める

### 受益者の申告

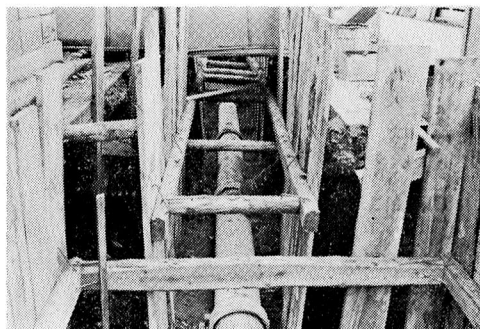
受益者の正確さを期するため、受益者に申告していただくこととなります。申告書は「土地の所有者が提出するもの」と「権利者が提出するもの」とがあります。土地所有者が提出するものは二月はじめに、権利者が提出するものは四月はじめに市からお送りします。

それぞれに応じ、提出期限までに申告してください。なお、同じ土地に二人以上の受益者がおられる場合は、代表者を定めて申告してください。

### 異動申告書は

14日以内に届け出を

土地を売買したり、土地を貸した場合、十四日以内に異動申告書を提出してください。受益者異動申告書を提出された以後の納期にかかる負担金は新しい受益者が負担することになります。また、受益者や納付代理人などが住所を変更した場合も届け出が必要になります。



▲着々とすすむ下水道工事

受益者負担金に関する、くわしいお問い合わせは、下水道課管理係へ。  
☎51-1511内線352

# 福生市高齢者事業団

## 生きがいのある福祉

### 高齢者事業団の様子

昨年の十一月二十一日に発足した高齢者事業団は、すでに活発な活動を開始し、事業所やご家庭の皆さんからの仕事は相次いでいます。

- (一)、仕事の受注件数 六十件
- (二)、仕事の完了した件数 三十四件
- (三)、現在就労中の件数 十二件
- (四)、発注の多い仕事及び件数
  - ① 植木のせん定十三件
  - ② フスマ張り十二件
  - ③ 大工仕事十一件
  - ④ 建設関係手伝六件
  - ⑤ 家事手伝五件
  - ⑥ 草取り五件

### 会員の働く様子

寒さの中、六十歳以上の会員がいろいろな仕事にがんばって従事しています。いままでは完了した仕事の中で、発注者から喜ばれた例をいくつかあげてみます。

例一、植木の刈り込みをお願いしたのですが、本職顔負けのような仕上りに驚きました。

例二、お勝手に柵を作ってもらった仕事でしたが、細かい、めんどろな仕事

を更に上手に作ってもらいました。例三、フスマの張り替えをしていただきましたが、上手に張り替えてもら

い、家の中が明るくなりました。これからもお願いしようと思っていま

す。このように、それぞれの仕事に合った高齢者が能力を生かし、活動して

### 皆さん仕事を

出して下さい

ご家庭や商店主、事業主の皆さん、皆さんの自宅では、フスマの張り替え、簡単な大工仕事など容易に引き受けてくれる所や、留守番や子守り、お勝手仕事などを安心して頼める所を欲しいと思っただけではありませんか。こんな時高齢者事業団では、皆さんの注文を気軽に受け、できる仕事なら何でも致します。ちょっとした臨時の仕事や、急ぎの仕事ができた時は、まず、事業団へ電話してください。

電話があった場合、事業団が仕事の内容、条件などについて充分話し合いのうえ、契約をいたします。その仕事にふさわしい会員が、請負った仕事に従事します。お年寄りの仕事は、ていねいで、立派な仕事をします。

### 事業団の特色



- 一、都、市の援助を受け、公共的な性格をもつ社団法人に準じた団体で、営利を目的としない。
- 二、会員にふさわしい仕事を事業団が請負い、各人の希望にそってその仕事に従事します。職業紹介や就職を

- 三、引き受けた仕事に会員が従事した場合、仕事について生じた責任は、会員個人が負うのではなく、事業団が責任を負います。
- 四、会員が仕事にけがをしたり、仕事の原因で病気に罹った際には労災保険の給付が受けられます。
- 五、仕事を発注された方と、仕事に従事した会員との間に、雇用関係はありません。材料費、事務経費、配分金(仕事の対価)など請負金を事業団が一括して受け取り、とりきめに従って、働いた会員に配分金を支払います。

### (高齢者事業団役員)

役職名	氏名	役職名	氏名
会長	川辺 忠蔵	理事	小林 良平
専務理事	大野 忠一		里島 保行
常任理事	井上岩次郎		高橋伍佐九
	久保島政安		中村さと美
	窪田 幸一		宮城 喜一
	田村 良夫		森田 正一
	原島 順子		上野 重勝
	古谷 富治		篠崎 俊夫
	木内 倉吉		森田 猛
理事 (事務局長)	鮎沢美代子	監事	秋本 清七
	榎本 勝志		吉田 賢一
	河久保金蔵	名誉会長	石川常太郎



# 国民年金だより

## 老齢年金を受けている方

### 現況届の提出期日が変更

国民年金の老齢年金、通算老齢年金を受けている方は、毎年二月十五日までに「国民年金受給権者現況届」を社会保険庁に提出していただいております。したがって、昭和五十五年から受給していらっしゃる方の誕生日の末日に提出していただくように変更になりました。したがって現況届の用紙も各受給していらっしゃる方の誕生日の初めに送付されますから、必要事項を記入し、なつ印のうえ市役所の市民課窓口で必ず証明を受けてから、社会保険庁の業務課へ提出してください。

ただし一月、二月、三月生れの方は昭和五十五年に限り、二月十五日までに提出してください。(変更なし)

## 20歳になったら

### 国民年金に加入を

成人式を迎えられたみなさん、二十歳になると社会的にいろいろな権利が与えられると同時に、義務も課せられます。

国民年金に加入することもその一つです。二十歳以上六十歳未満の日本国民で厚生年金や他の公的年金に加入していない方は、必ず加入することになっています。(強制加入者)

またサラリーマンの奥さんや屋間の大学生など、希望で加入することができます。(任意加入)

国民年金は、老齢年金を中心にして病気やけがで働けなくなったときに支給される障害年金、夫を亡くし母子家庭になったときに所得を保障する母子年金などがあります。

保険料は、定額が一月月三千三百円(昭和五十五年四月から三千七百七十円に上がります)です。年金支給額は物価スライドしますので目減りしませんし、支給額の三分の一は国がたしませをしてくれます。

## 一月は基準月

### 年金のかけ金

#### 納め忘れていませんか

一月は、年金を受けるときの基準となる月です。この月までに未納分があると、万一、事故等で年金を受けるような場合、受けられないことがあります。納め忘れがありましたら至急納めてください。

また、年金のかけ金は、口座振替による納入をおすすめします。



## 第11回 ヤキカガシ

2月3日頃(節分の日)

節分の古い呼び方は「節がわり」といわれます。節分を一年の境とするという考え方からきています。

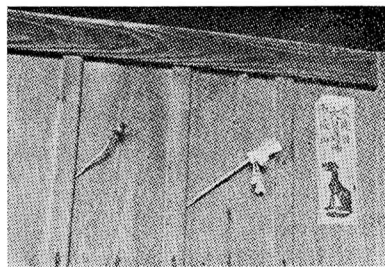
節分に豆まきを行います。豆の焼けぐあいや月々の天候を占う、年占行事を行う地域もあります。また、イワシの頭を串にさして戸口などにさし、悪魔の入り込むのを防ぐ行事もみられます。これらの行事は、旧暦では、大正月と小正月の間にくるもので、年越の行事の一つであるともいわれます。

福生市内の例では、節分を年取りとも言い、昼間、大豆を焙烙でいり、神棚にあげておきます。夕食前、年男が風呂から出て、まきます。大神宮のある床の間からまき始め、座敷を全部まきます。そのあと、部落内の神社へ行ってまき「福は内、福は内、鬼は外、鬼は外、鬼の目玉をぶつちやぶせ」と、大声で言います。家族で、年齢の数だけ、豆を食べ、夜は福茶を飲みます。また、この日は、ヤキカガシ(ヤッカ

ガシ、ヤイカガシともいう)を作り、戸口にさします。ヤキカガシは、鯛の頭を豆がらにさし、柊の枝とともに表口、裏口の戸袋にさします。戸袋にさす前に、豆がらにつけて、いろりて焼いておきます。唱え言をしながら(内出部落のI家では「あわのむしもじりじり、米のむしもじりじり」と言いながら、つばをかけて鯛を焼く。長沢のT家では「あわの虫もひえの虫もたかるな」と言いながら、つばをかけて鯛を焼く。また、加美のY家では「あわ虫、ひえ虫、たばこの虫」と言いながら、つばをかけて焼く)焼くところもあります。

他に、この時期の行事には、ジューウオウメシ、やぶ入り、山の神、エビス講、初午、稲荷講、事八日などがあります。

福生市教育委員会では、民俗行事の写真などを収集しています。心あたり



のある方は、社会教育課へご連絡ください。  
TEL (52) 5511

1月24日から

# 電話のダイヤル方法が

## 変更になります

現在、電話をかけるとき、同じ(0425)の市外局番となっても、受持ち電話局が異なる場合には、0425の市外局番からダイヤルしなければつながりません。

このダイヤル上の不便さを解消するため、ダイヤルの方法が1月24日から、変更されることになりました。市外局番0425の区域内の通話については、市外局番をダイヤルすることなく、直接、市内局番+加入者番号の順にダイヤルすれば、つながる方式となります。

なお、検原局の市外局番は、現在04259ですが、同日に0425に統一されるとともに市内局番が98となります。

お問い合わせは福生電報電話局へ。

☎51-2991 (着信無料)

市外局番0425がいない地域

(斜線地域への電話は市外局番がいらなくなります。)



① 検原局の市外局番は現在04259となっておりますが0425に統一するとともに市内局番が98となります。



数住岸子



エンリケ・ガルシア・アセンシオ

### 読売日響

#### ふっさスプリングコンサート



3月15日 福生市民会館

**前売券**

**入場券発売所**

福生市民会館 窓口

西友ストアカウンター

かたばみ楽器店

フクダ音楽 拝島店

銀座店

マルフジフードセンター

熊川南店・加美平店

銀座店・福生団地店

**1月10日から発売**  
(全座席指定)

A席 2,000円

B席 1,800円

なお、小学生は父母の付添いが必要です。

**指揮** エンリケ・ガルシア・アセンシオ  
(スペイン招待指揮者)

**ヴァイオリニスト** 数住岸子

**曲目**

- ・ベルディー作曲  
歌劇“運命の力”序曲
- ・チャイコフスキー作曲  
バイオリン協奏曲
- ・ジョスターコービッチ作曲  
交響曲 第5番

**とき** 3月15日(土)  
開場 14:00 開演 14:30

**ところ** 福生市民会館 大ホール

**主催** 福生市民会館・読売新聞社

ありがとう  
ございました  
ご寄付

- バイク2台…… (株)古賀建築事務所
- 図書(原色版国宝外5件) 東京ロータリークラブ
- 天幕2張 多摩中央信用金庫拜島支店
- 土地(武蔵野台1~22~13外 面積784.38m<sup>2</sup>)を道路、公園用地として…… 飯田建設工業(株)
- テニス用ネット2枚 福生418 協和建設(株)
- 風景画「島海山」 福生2,300~4 ポニー商会(株)
- 土地(熊川字東 372~5 面積41m<sup>2</sup>)を道路用地として…… 熊川290 飯野 坦氏
- テニス用ネット4枚 南田園2~15~3 藤建設(株)
- 図書 福生1,045 山崎良之助氏
- 土地(福生字武蔵野2,477~1外2筆 面積115.56m<sup>2</sup>)を市道用地として…… 福生626 田村半十郎氏
- 鏡一面 美装会
- 現金…1千万円(育英基金として) 福生1,198 加藤満喜子氏
- 土地(熊川字南 177番7 面積192m<sup>2</sup>)を市道用地として…… 熊川75 長田幸造氏
- 土地(熊川字牛浜 990番5 面積59.19m<sup>2</sup>)を市道用地として…… 熊川 990 壽崎哲夫氏
- 土地(熊川字牛浜 989番14他1筆 面積194.47m<sup>2</sup>)を市道用地として… 熊川 990 椎名サト氏
- 土地(熊川字牛浜 989番13 面積各6.91m<sup>2</sup>)を市道用地として…… 本町 130 櫻沢茂一氏  
本町 130 櫻沢千枝氏
- 土地(熊川字牛浜 985番5外3筆 面積197.21m<sup>2</sup>)を市道用地として… 熊川 989 壽崎純子氏

54 年 度  
補 正 予 算

一 般 会 計 (第 五 号)

二億九千九百万円を追加

昨年の十二月六日から二十日まで開かれた定例市議会で昭和五十四年度一般会計第五号、国民健康保険会計第三号、下水道事業会計第三号、受託水道事業会計第一号の補正予算が議決されました。

【一般会計】歳入では、市税の調定増八千三百八十八万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金等一億六百四十一万円、国庫支出金九千四百五十六万円など二億九千九百九十九万円が増額されました。

歳出では、児童措置委託料千二百九万円、仮称鍋ヶ谷戸地区公園新設用地

買収費八千二百万円、消防車庫用地買収費千九百九十三万円、起震車購入費八百四十万円などが増額されました。

【国民健康保険会計】歳入補正はなく、歳出では、一般管理費六十万円が増額され、予備費六十万円が減額されました。

【下水道事業会計】歳入では、受益者負担金千八百十五万円、下水道管渠埋設費負担金七千五百一十万円などが追加され、総額二十一億六千九百二十万円になりました。

歳出では、多摩川上流流域下水道建設事業負担金千五百五十万円、流量計設置工事費六百三十万円などが増額され

ました。

【受託水道事業会計】歳入では、管理収入四十四万円、建設工事費二千六百三十五万円が増額されました。

歳出では、配水管移設増設工事費千七百五十万円、導水管増設工事費千十



よい子におくる

新春映画会(松林会館)

作品「長くつしたのピッピ」原作リンドグレン 日時一月二十六日(土)午後三時・四時三十分 二回上映 会場 松林会館 定員 各回とも

先着九十人 お問い合わせ 松林会館へ。☎52-3624  
※大人から子供まで、ともに楽しめる作品です。お気軽においでください。

市民大学(文学コース)  
講座「万葉集を読む」

古典万葉集を学んでみませんか、十一月末から準備会を開いてきましたが今年、つぎのように実施することになりました。  
テーマ 初期及び白鳳万葉を中心に講師 高野正美氏(立川短大助教授) 日時 一月三十一日(木) 以後毎週木曜日 全六回 午前十時~正午 定員 先着二十五人  
会場 松林会館  
※申し込みは、一月二十日から松林会館(☎52-3624)へ。

### 志賀高原スキー教室

期日 二月二十二日(金)～二十五日(月) 集合 二十二日午後九時に市役所集合・十時出発 場所 志賀高原高天ヶ原スキー場 会費 二万五千円 定員 先着四十五人 申込先・方法 一月二十一日から申込金五千円を添えてマルミ運動具店へ。☎51-0072 主催 福生市スキー連盟 ※なお、原則として申込金は返金しません。

募集します

### スポーツ教室

#### 小学生バレーボール教室

日時 一月三十日～三月十五日 毎週水・土曜日(水曜日は午後二時三十分～四時三十分) 土曜日は午後二時～四時三十分 対象 小学四年生～六年生 定員 四十人



### 表紙は語る

新年明けましておめでとうございませう。今年も「広報ふっさ」をよろしくお願いたします。  
おだやかなお正月でしたが、市民のみなさんはいかがお過ごしでしたか。お父さんやお母さんの中には、子供さんの相手で急がしかった方も多いのではないのでしょうか。  
今月の表紙は、南公園でタコ揚げに興ずる親子を撮影してみました。



#### 小学生バドミントン教室

日時 一月三十日～三月十五日 毎週水・土曜日(水曜日は午後四時～五時三十分) 土曜日は午後二時～四時三十分 対象 小学四年生～六年生 定員 四十人

#### 婦人健康教室

日時 二月一日～三月十四日 毎週金曜日 午前十時～正午 対象 主婦

#### 老人健康教室

日時 二月七日～三月十三日 毎週木曜日 午後一時三十分～三時三十分 対象 高齢者

※ 各教室の申し込みは、市民体育館(☎52-5511)へ。

### 所得税

### 事業税 説明会

### 住民税

所得税・事業税・住民税の申告書の書き方などについて、説明会を開催します。先に税務署よりお送りしました確定申告書の用紙をお持ちになって、ご出席ください。  
日時 二月五日(火) 午後一時～四時

会場 福生市商工会館(市役所よこ)

1月26日は

### 文化財防火デー

昭和二十四年、法隆寺金堂壁画が焼失しました。以後、この日を文化財防火デーと定め、文化財を火災などから守るために、全国的に文化財防火運動が展開されます。文化財は貴重な国民の財産です。みんなで、祖先から受け継いだ文化遺産を守りましょう。

### 冬の野鳥観察会

今年も多摩川に冬鳥の「カモ」たちが、遠くシベリア・カナダなどからエサを求めて数多く飛んできました。これらの冬鳥や冬の河原などを観察し、

福生の自然を考えてみましょう。

日時 二月十七日(日) 午前八時三十分から 以後毎週日曜日全五回 集合場所 市民体育館他 講師 岡田紀夫氏、栗原仁氏 その他自然観察グループのみなさん 連絡先 一月二十一日(月)から公民館へ。☎52-1171

### 野外で遊んでみよう!

### 冬の子ども教室 I

外で体をつかった遊びから、たのしいオリエンテーリングまで、いろいろやります。

日時 一月二十六日(土) 原則として以後毎週土曜日 午後一時三十分～四時 全五回 場所 松林会館 対象 小学校四年生以上 定員 先着三十人

### 冬の子ども教室 II

手と体と頭をつかって、おもいっきやり遊ぼう。集団あそびから創作までをやります。

日時 一月三十日(水) 以後毎週水曜日 午後二時～四時 対象 小学一年生～三年生 定員 先着三十人 ※申し込みは、一月二十日から松林会館(52-3624)へ。